

**台湾市場をターゲットにした南九州 FIT 周遊促進事業業務委託に係る  
企画コンペ実施要領**

**1 企画コンペ実施の目的**

別紙1「台湾市場をターゲットにした南九州 FIT 周遊促進事業業務委託基本仕様書」の「2 業務の目的」を確実にかつ効果的に達成できる業者を選定するため、企画コンペを実施する。

**2 委託業務**

別紙1「台湾市場をターゲットにした南九州 FIT 周遊促進事業業務委託基本仕様書」のとおり

**3 委託期間**

契約締結の日から令和9年（2027年）3月24日（水）まで

ただし、契約締結日までに令和8年度の予算が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。

**4 企画コンペの概要**

- (1) 名称 台湾市場をターゲットにした南九州 FIT 周遊促進事業業務委託に係る企画コンペ
- (2) 課題 委託業務に関する具体的手法と実施内容に関する企画・提案
- (3) スケジュール（予定）

募集開始（県HP掲載）	令和8年 6月12日（金）
参加申込書	令和8年 6月26日（金）（午後5時まで）
質問書	令和8年 6月26日（金）（午後5時まで）
企画提案書	令和8年 7月10日（金）（午後5時まで）
書面審査	令和8年7月中旬（予定）
審査結果通知・業務委託契約締結	令和8年7月下旬～8月上旬（予定）

**5 参加資格**

本業務を実施する者は、企画提案から実施に至るまで高度な企画力、演出力、実践力等を有するとともに、業務に必要な事務・手続きを迅速かつ効率的に行える万全の体制を備えていることが求められることから、原則として次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 熊本県の「物品調達・業務委託契約等入札参加資格者名簿」の「広報・広告業務」に公告日時点で登録があること、またはこの委託業務と同種、同規模程度の業務の実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第161号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

- (5) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県、熊本県及び鹿児島県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にならないこと。
- (8) 県税に未納がないこと。
- (9) 仕様書の趣旨に則り、委託業務内容を遂行する能力を有しているとともに、本事業の実施にあたって委託者と密接に連携できること。
- (10) 実施に必要なネットワークと情報、ノウハウを有していること。
- (11) 当該委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤と遂行体制を有すること。また、担当者を配置し、委託者との業務調整を円滑に行える体制が取れること。

## 6 審査・選定方法等

### (1) 書面審査

別紙2で定める審査要領に基づき、審査委員会において総合的に審査し、最も優れた企画提案を行った者を委託予定事業者として選定する。（選定数1件）

書面審査における留意事項は、以下のとおりとする。

ア 先に提出した企画提案書のみを使用する。

イ 審査結果については、参加者に対して電子メールにて速やかに通知する。

ウ 「事業者の取組み」に係る評価の基準日は、告示日（令和8年（2026年）6月12日（金））

評価項目		配点 (各人)
1	基本事項	
	◇ 本業務の趣旨について十分に理解し、事業目的に沿った提案がされているか。	10
	◇ 全体を通じ、南九州3県の観光地等の魅力が十分に伝わる企画となっているか。	10
	◇ 類似業務の履行実績があり、豊富な経験を有しているか。	5
	小計	25
2	企画提案内容	
	◇ 本委託業務の目的を理解しているか	10
	◇ 南九州3県への周遊促進及び誘客拡大に向けて、効果的なプロモーション内容であるか。	10
	◇ ターゲット(台湾 FIT 層)が参加しやすい投稿企画となっているか	5
	◇ ターゲット(台湾 FIT 層)の興味を引くための工夫がされているか	5
	◇ ハッシュタグ設計、実施時期について計画が示され、十分な情報拡散が見込める提案か	5

		小計	35
3	業務管理体制		
	◇ 事業目的を達成するために必要なノウハウや体制が確保されているか。		5
	◇ 作業内容の変更に対する柔軟性があるか。		5
	◇ 業務実施のスケジュールが現実的で妥当なものか。		5
		小計	15
4	その他		
	◇ 南九州3県の持つ魅力を効果的に訴求できる方法が提案されているか。		10
	◇ 着実、迅速な業務遂行のために必要な実績を踏まえた実施体制(対応人数、役割分担、責任体制等)となっているか		
		小計	10
5	コスト		
	◇ 予算の範囲内であり、積算が明確に示されているか。		10
	◇ 見積額は妥当か、コスト削減に向けた工夫が図られているか。		
	◇ 過剰な経費見積となっていないか。		
		小計	10
6	事業者の取組み(公告日現在)		
	◇ 熊本県ブライツ企業の認定を受けているか		5
	◇ 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があるか		
	◇ 協力雇用主制度に登録していること		
	◇ 事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言 RE Action のいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績(当該年度又は前年度)があるか		
	◇ 熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録していること		
	◇ 熊本県SDGs登録制度に登録しているか		
	◇ パートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録しているか		
		小計	5
		合計	100

(2) 注意事項

事業実施にあたっては、提案内容を基本とするが、詳細は協議のうえ変更する場合がある。

(3) 審査結果は、文書で企画提案書の提案者に通知する。

## 7 企画コンペ参加申込み

(1) 提出物

- ① 企画コンペ参加申込書(様式第1号)
- ② 会社概要及び業務実施体制調書(様式第2号)

電子メールで提出すること。また、必ず受信を電話で確認すること。

(2) 提出期限

**令和8年(2026年)6月26日(金)午後5時まで**

(3) 提出先

末尾担当者宛に提出すること。

## 8 企画提案書の提出

(1) 企画提案書

以下の①から⑥を1セットとし、これを企画書と呼ぶ。

① 表紙(様式第3号)

② 企画提案書

- ・今回提案する企画内容を SNS 投稿キャンペーンの実施及びインセンティブ施策の実施に分け、各コンセプトを描き分かりやすく簡潔にまとめること。
- ・実際の広報展開がイメージできるよう画像等も使用し記載すること。
- ・実施スケジュール
- ・委託業務実施体制 等

③ 事業者の取組(様式第4号)

国、都道府県又は市町村等から直接受注した同種業務について記載すること。なお、本県が推進している事業の取組みについて、該当がある場合は、添付資料とともに事業者の取組に関する申出書(様式第5号)を提出すること。

④ 参考見積書

内訳を明確にすること。

宛名は「南九州広域観光ルート連絡協議会」とすること。

見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記することとし、見積書は円建てで作成すること。

⑤ 暴力団又は暴力団員に該当しないことの誓約書(様式第6号)

⑥ 納税証明書

都道府県税、消費税及び地方消費税並びに熊本県及び熊本市と直接取引する本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないことを証明する書類を提出すること。

海外に所在する法人の場合、法人所在地における税の滞納がないことを証明する書類を提出すること。

(2) 提出方法

電子メールで提出すること。また、必ず受信を電話で確認すること。

(3) 提出期限

**令和8年(2026年)7月10日(金)午後5時まで**

(4) 提出先

末尾担当者宛に提出すること。

(5) 注意事項

- ア 1者が複数案提案することも可能とする。その場合、原則として案ごとに提案書を提出すること。（企画コンペ参加申込関係書類は1式でよい。）
- イ 提案者名は、提案書の表紙以外には記入しないこと。
- ウ サイズは原則A4版とする。

## 9 委託料

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含み、海外法人にあつては、税を含む）

提示額は提案にあつての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しません。

## 10 質問について

実施要領や仕様書等について質問がある場合は、次のとおり提出すること。

### （1）提出方法

質問は必ず質問書（様式第7号）を用いて、本文書末記担当宛の電子メール送信すること。（送信後は必ず受信を電話で確認すること。）

### （2）提出期限

**令和8年（2026年）6月26日（金）午後5時まで**

### （3）質問への回答

（1）の質問書に対する回答は、電子メールで行う。なお、回答内容は必要に応じて参加者全員に知らせる場合がある。

## 11 契約保証金に関する事項

契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められ、かつ、契約書において契約の相手方が当該契約を履行しない場合には契約保証金に相当する額の違約金を支払う旨の定めをするため、熊本県会計規則第78条第6号の規定に準じて、契約保証金の全部を免除する。

## 12 その他

- （1）手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨によるものとする。
- （2）為替変動による契約金額の変更は行わない。
- （3）一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- （4）提出された企画提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- （5）企画提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- （6）提出された企画提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に準じて公開することがある。
- （7）企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意いただき、関係者とトラブルがないようにすること。
- （8）次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
  - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
  - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
  - エ 関係書類に虚偽の内容が記載されているとき。
  - オ その他、委託者の判断で審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (9) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。(この場合、次順位の者と契約を締結するものとする。)
- (10) 企画審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (11) 参加者が1者のみであった場合でも、本企画コンペでの選定は実施する。
- (12) 参加申込手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届(様式第8号)を提出すること。

**【提出先、お問合せ先】**

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

南九州広域観光ルート連絡協議会事務局

(熊本県観光文化部観光振興課内 担当：江藤)

TEL：096-333-2315 FAX：096-385-7077 Eメール：kankoshinko@pref.kumamoto.lg.jp